

保護者の皆さまへ

令和3年4月26日  
茨木市立郡山学校  
校長 荒木 淳

市立小中学校での新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止についてのお願い

日頃は、本校の教育活動にご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

今般、国において、4月25日から5月11日まで、大阪府全域に、新型コロナウイルス等対策特別

措置法に基づく緊急事態宣言が发出されました。

標記の件につきまして、児童生徒及び同居家族等が感染の疑いがある場合や、濃厚接触者に特定

された場合は、感染拡大防止のため、引き続き、下記の内容について、ご理解ご協力いただきます

ようよろしくお願いいたします。

記

【小中学校における児童・生徒の登校判断について】

児童本人の場合

陽性となった場合	登校しない
濃厚接触者でPCR検査等の結果がでない場合	登校しない
濃厚接触者でPCR検査等の結果が陰性の場合	登校しない
濃厚接触者ではないが発熱等体調不良の場合	登校を控える
濃厚接触者ではないが体調不良でPCR検査等を 受検し結果が陰性の場合	登校可能

同居家族等の場合

陽性となった場合	登校しない
濃厚接触者でPCR検査等の結果がでない場合	登校を控える
濃厚接触者でPCR検査等の結果が陰性の場合	登校可能
濃厚接触者ではないが発熱等体調不良の場合	できるだけ登校を控える
濃厚接触者ではないが体調不良でPCR検査等を 受検し結果が陰性の場合	登校可能

きょうだいの学校園が休業の場合

市立小学校・中学校	登校可能
保育園・幼稚園	園の指示に従ってください

上記いずれにおいても、学校を休まれた場合は、欠席扱いとはなりません。

【児童生徒が感染の疑い・PCR検査等を受検予定となった場合】 【同居家族等が陽性となっ

た場合】⇒ すみやかに学校にお知らせください。

【新型コロナウイルス感染症に係る市立小・中学校の臨時休業の考え方について】



茨木市教育委員会  
令和2年9月8日決定事項

新型コロナウイルス感染症に係る市立小・中学校の  
臨時休業の考え方について

令和2年9月3日付け学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルに従い、臨時休業の範囲については、感染拡大リスクに留意しながら、子どもの学びを保障するため、小・中学校の対応は、次のとおり決定する。

	感染状況等	臨時休業範囲
(1)	<p>校内に感染者が確認されたが、校内での感染拡大のリスクがない場合</p> <p>*当該感染者が無症状、検査実施前2日間登校・出勤していない場合</p> <p>*当該感染者に症状がでた日の前2日間登校・出勤していない場合 等</p>	<p>臨時休業なし</p>
(2)	<p>校内に感染者が確認され、濃厚接触者の状況から感染拡大のリスクがある場合</p> <p>ア 濃厚接触者※が当該学級内に限定できる場合</p> <p>イ 濃厚接触者※が当該学年内に限定できる場合</p> <p>ウ 濃厚接触者※が学校全体にいる可能性がある場合</p>	<p>ア 当該学級の</p> <p>み</p> <p>イ 当該学年のみ</p> <p>ウ 当該校のみ</p>
(3)	<p>複数の学校で感染者が確認された場合</p>	<p>地域限定または市内一斉臨時休業の検討</p>

※濃厚接触者は、マスク等しないで、手で触れることのできる距離（目安として1m）で、感染者と15分以上接触があった者等、聞き取り等により個々の状況から、保健所が総合的に判断する。

ただし、上記に関わらず、市内の感染状況、校内での感染者数により、保健所からの指示に従い、臨時休業の範囲を総合的に判断することとする。